

「積算参考資料」の取り扱いについて

1. 目的

「積算参考資料」は、工事の入札契約に際して適正な競争の確保に向けて、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うことが可能となるよう、対象工事に係る競争参加有資格者等に配付するものである。

2. 「積算参考資料」の取り扱いに関する留意事項

- (1) 「積算参考資料」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第1条（総則）で規定する設計図書ではない。
- (2) 「積算参考資料」は、工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。
- (3) 「積算参考資料」の内容について、入札に係る質問書の提出期限までの間に、設計図書と積算参考資料に齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合には、直ちに発注者に通知するものとする。
- (4) 発注者は、上記に係る通知を受けた場合は速やかに内容を確認し、確認の結果、「積算参考資料」の修正又は補足説明を要する場合は、全ての入札参加者にその内容を通知する。
- (5) 工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき確認等を行うものとするが、その際に「積算参考資料」を用いることを妨げるものではない。